

# トライアングル

2008.3

特集

## 「改正フロン回収・破壊法」施行(その2) (改正フロン回収・破壊法に関するQ&A)

### 「改正フロン回収・破壊法」施行(その2) (フロン回収・破壊法に関するQ&A)

ビル空調、食品のショーケースや業務用の冷凍・冷蔵庫、冷凍倉庫などの業務用冷凍空調機器から、オゾン層破壊や地球温暖化の原因となるフロン類を適切に回収・破壊するための法律である「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」の一部を改正する法律が、平成19年10月1日に施行され、ほぼ半年が経過しました。

今回の改正法施行にあたっては、会員の皆さま方においても、いろいろな「尽力いただいているところですが、本協議会においても、パンフレットやチラシの作成・配布、研修会の開催など、改正法の周知のため、様々な活動を展開しています。

本誌「トライアングル」においても、前号で今回新たに導入された『行程管理制度』について特集させていただいたところですが、本号では、「改正フロン回収・破壊法施行」特集の第2弾として、「フロン回収・破壊法に関するQ&A」を掲載させていただきます。

#### フロン回収・破壊法に関するQ&A

##### 【対象機器関連等】

Q1 フロン回収・破壊法の対象となる製品はどの範囲ですか。

A1 業務用のエアコン・デシヨナー、冷蔵庫、冷凍機器はすべて対象です。なお、家庭用のエアコン、冷蔵庫は家電

リサイクル法、カーエアコンは自動車リサイクル法に基づきフロン回収が必要です。

Q2 冷凍空調機器にはフロン類の充填量によつて回収しなくてもよいというような裾切りはないのですか。

A2 フロン類の充填量にかかわらず、全てフロン回収・破壊法の適用となります。

Q3 冷蔵冷凍車の運転席用のエアコン及び机架部専用のエアコンは対象ですか。

A3 机架部分の冷凍空調機器は第1種特定製品、運転席のエアコンは自動車リサイクル法に規定する特定エアコンデシヨナーとなります。したがって、運転席及び机架部分の両方からフロン類の回収を行う場合には、第1種フロン回収業者及び自動車リサイクル法に基づくフロン回収業者の両方の登録が必要です。

Q4 冷蔵冷凍車の運転席部分と机架部分の冷却をつのコンプレッサーで行う方式の場合、第1種特定製品か自動車リサイクル法に規定する特定エアコンデシヨナーのどちらに該当しますか。

A4 自動車リサイクル法に規定する特定エアコンデシヨナーとして扱います。この場合は、自動車リサイクル法に基づくフロン回収業者の登録を受けた者がフロン類の回収を行います。

Q5 店舗や事務所で使用されていた家庭用エアコンは、フロン回収・破壊法の対象ですか。

A5 家庭用エアコンや家庭用電気冷蔵庫は業務用途で使用していた場合でも、フロン回収・破壊法の対象ではなく家

電リサイクル法の回収制度が適用されません。

Q6 一般家庭でも業務用の空調機器を使用している場合がありますが、そのような機器の場合は、フロン回収・破壊法の対象ですか。

A6 対象です。業務用の冷凍空調機器であれば、所有者にかかわらず、家庭で使用してもフロン回収・破壊法の対象となります。

Q7 中古機器として売却する場合についても対象になりますか。

A7 機器を再利用することを前提として中古機器として売却・移設する場合には、第1種特定製品の廃棄等には該当しません。当該中古機器を再利用する者が新たな所有者となり、廃棄する場合には「廃棄等実施者」に該当することとなります。

Q8 リースの機器を廃棄する場合、第1種特定製品廃棄等実施者はリース会社、機器の使用者のどちらになりますか。

A8 リース契約の内容によります。機器の所有権を有する等、廃棄について権限のある者が第1種特定製品廃棄等実施者となることを考えられます。

##### 【第1種特定製品の整備関連】

Q9 第1種特定製品の所有者が自ら整備を行う場合、登録は必要ですか。

A9 機器の所有者が行う場合であっても、フロン類の回収作業(抜き取り)を行う場合には第1種フロン回収業者の登録が必要です。またはフロン類の

回収作業を第一種フロン類回収業者に委託しなければなりません。

Q10 機器からフロン類が漏れるおそれがない整備のみを行うため、フロン類を回収する必要がない場合、登録は必要ですか。

A10 フロン類の回収作業を行わなければ登録は必要ありません。フロン類の回収とは、機器からフロン類を抜き取ることを言います。

Q11 機器の整備のため、フロン類の抜き取り作業を回収業者に委託したとき、再充てんした場合の扱いについてはどうすればよいですか。

A11 第一種特定製品整備者は再充てんしなかったものについて回収業者に引き渡す必要があります。回収業者は、再充てんした量について回収量から差し引いて記録を行います。

Q12 ビルマル、別置型ショーケース等において、室外機（熱源機）を残したまま室内機のみを交換するような場合は、第一種特定製品の整備、第一種特定製品の廃棄等のどちらに該当しますか。

A12 室外機（熱源機）を残したまま室内機、ショーケース等のみを交換できるようなシステムにおいては、室内機、店内のショーケースのみを交換・廃棄する場合は整備に該当します。室外機（熱源機）を交換・廃棄する場合は、室内機をそのまま使用する場合でも廃棄等に該当します。

【行程管理制度関連】

Q13 行程管理票は、いつ交付すればよいのですか。

A13 廃棄等実施者が直接フロン類を回収業者に引き渡す場合にはフロン類を引き渡す（回収が行われる）まで、フロン類の引渡しを他の者に委託する場合には委託に係る契約を締結するまでです。

Q14 第一種特定製品の全部若しくは部を原材料若しくは部品その他製品の部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡する場合についても、行程管理票の交付が必要ですか。

A14 フロン類の回収が必要なため、行程管理票の交付は必要です。

Q15 破壊業者からの破壊証明書は必要でしょうか。

A15 法律上は、回収業者が引取証明書を交付することとなり、破壊業者がフロン類の破壊を証明する書面を交付することは法律上の義務ではありません。ただし、破壊業者が書面を交付することを否定するものではありません。

Q16 回収依頼書・委託確認書発行後30日90日を過ぎてても引取証明書が届かない場合や引取証明書を交付できないような場合はどのようになりますか。

A16 引取証明書又は引取証明書の写しが規定日数を過ぎてても第一種特定製品廃棄等実施者に届かない場合などには、第一種特定製品廃棄等実施者は都道府県知事に報告しなければなりません。報告を受けた都道府県ではフロン類の回収が期間内に実施できない理由を確認し、状況に応じた対応をとることとなります。

Q17 ビルマル、別置型ショーケース等のセパレートタイプ、マルチタイプの業務用冷凍空調機の台数はどのように記載すればよいですか。

A17 室内機の数にかかわらず、室外機（熱源機）の台数を記載します。

Q18 事前確認書については保存する必要がありますか。

A18 事前確認書は法令に基づく保存義務はありませんが、保存しておけば特定解体工事発注者、特定解体工事元請業者双方において所定の義務を履行したことの証明となります。

Q19 機器の整備の際にも、フロン類を引き渡す際に行程管理票の交付が必要となりますか。

A19 行程管理票の交付は機器の整備時には法律上の義務はありません。ただし、整備を行ったところ、結果として機器が廃棄される場合には必要となります。

【第一種フロン類回収業者の登録関連】

Q20 特定製品の廃棄者自らがフロン回収をする場合、回収業者の登録をする必要がありますか。

A20 登録が必要です。

Q21 整備時にフロン類を回収する場合、登録をする必要がありますか。

A21 登録が必要です。

Q22 現在第一種フロン類回収業者の登録を

受けていますが、第一種特定製品の整備時にフロン類を回収する場合、新たに登録する必要がありますか。

A22 新たに登録を受ける必要はありません。登録した回収業者に委託する方式をとる場合でも登録が必要です。

A23 回収の注文を受けてフロン類を回収業者に引き渡す場合は、注文を受けた者は引渡し受託者になります。引渡し受託者は、自ら回収作業を行わないため登録は不要です。

Q24 A県内で使用していた特定製品について、廃業者（又は委託を受けた者、回収業者）がB県に第一種特定製品を移動させ、B県内でフロン類の回収を行う場合、A県においてはフロン類回収業者の登録は不要ですか。

A24 移動に際してフロン類の回収の必要がない第一種特定製品に限られますが、A県の登録は不要であり、B県の登録が必要です。



Q 25 全国の機器のサービスを本社で受け付け、他県の支店や特約店で整備を行い、フロン類を抜き取る場合、各都道府県での回収業者の登録は必要ですか。また、回収量報告を本社で一括して行うことはできますか。

A 25 回収業者は、回収業務を行う地域を管轄する都道府県知事の登録を受ける必要がありますので、実際に回収を行う都道府県で登録を受けることが必要です。回収量報告についても回収業者の義務として、各登録回収業者が登録先の都道府県別に行う必要があります。

Q 26 回収業者から委託を受けて、破壊業者にフロン類を運搬する場合、登録は必要ですか。  
A 26 登録は不要です。ただしフロン類の運搬に関する基準を遵守する必要があります。

Q 27 機器のレンタル業をしています。機器の使用終了時点でフロン類の回収を行います。当該機器が廃棄されない場合は、「整備」の範疇と考えていいでしょうか。  
A 27 整備に該当します。

Q 28 ビルの解体工事など廃棄に際して、元請と下請がいる場合には、実際にフロン類の回収作業を行う下請側が登録をしなければならないということでしょうか。  
A 28 フロン類の回収作業を行う者（この場合下請側）が登録する必要があります。

Q 29 ポンプダウンと回収（吸引作業）を別の場合で行う場合、ポンプダウンを行う区域を管轄する都道府県の登録も必要ですか。  
A 29 ポンプダウン自体は回収作業に当たらないので、登録は不要ですが、ポンプダウン後の回収作業については登録が必要となります。しかし、別置型の業務用冷凍空調機器は、冷媒の追加充填を行っている場合が多く、ポンプダウンだけでは冷媒が配管内に残るため、現場回収が原則となります。

Q 30 回収作業を実施する可能性のある県に全部登録しなければなりませんか。  
A 30 登録をしていない県において回収作業を行うことはできません。

Q 31 親会社登録してあれば、回収していいですか。  
A 31 実際に回収作業を行う事業者が登録する必要があります。

Q 32 登録申請内容の「事業所」の単位は、どのように考えたら良いですか。  
A 32 一般に回収を行うための拠点と考えられます。

Q 33 フロン類の回収を行う事業所を複数有する場合の申請方法はどのようにすれば良いのでしょうか。  
A 33 第一種特定製品に係るフロン回収を行う事業所を同一都道府県内に複数有する者の場合、都道府県単位で、これを括して申請することができます。

Q 34 組合員の中に回収機を持っていない業者がいます。例えば、組合が所有している回収機を貸し出すことで、申請しても良いのでしょうか。  
A 34 申請することは可能です。業者が回収作業に当たる際に回収機を確実に

使えるようになっていることを確認するため、組合の共同使用規定の写し等の添付が求められます。

Q 35 登録申請等における「法人の代表者の氏名」については、代表者ではない者の名で申請することは可能ですか。  
A 35 登録申請等に係る申請氏名は、委任状が添付されていれば代理人でも可能ですが、登録事項となる法人代表者の氏名は代表者の氏名である必要があります。

Q 36 会社の合併等の場合、承継に係る手続きはどうなりますか。  
A 36 法律上は、承継届はありません。合併又は分割後の新法人が旧法人と同一人格でない場合は、新法人で登録をし直す必要があります。また、吸収合併の場合は、吸収合併した側が旧法人と同一人格の場合は変更届書、された側が廃業届出書を出すこととなります。

Q 37 回収業者は産廃業の許可を受けないといけませんか。  
A 37 フロン回収・破壊法上、産廃業の許可は、回収業者の登録要件ではありません。ただし、廃掃法の適用を受ける場合には、別途これを遵守することが当然必要です。

Q 38 充てん量が50kg以上の特定製品からフロン類を回収する場合、回収設備の能力が200g/分と規定した理由は何ですか。  
A 38 充てん量の多い特定製品の場合、回収能力の小さい設備で回収作業を行うと、作業が長時間に及ぶことな

り、それだけ不法放出の機会が増えるおそれがあるためです。

Q 39 機器全体で50kg以上の充てん量がありますが、放熱器とコンプレッサーが2つ並列に設置されており、各々の圧力が付いているので、別々に抜くことができます。この場合、この機器はフロン類の充てん量が50kg以上の機器に該当しますか。  
A 39 一体型として組み立てられた機器であれば、50kg以上の充てん量があると考えます。

### 【回収基準関連】

Q 40 なぜ、フロン類の区分によって吸引圧力が異なるのですか。  
A 40 フロン類の種類によって沸点が異なり、同じ温度と同じ圧力のもとでもガスの質量が異なることとなります。したがって同じ吸引圧力値であっても、フロン類の種類によって残ガス量が異なることとなります。そこで、理論的な計算を基にして、概ね90%以上の回収効率を達成できる吸引圧力を設定しています。



Q41 なぜ、フロン類の充てん量2kgで吸引圧力が異なるのですか。

A41 同じ吸引圧力下では、充てん量が多いものほど残存するフロン類の量が多くなります。「このことを考慮に入れ、充てん量の多い機器からフロン類を吸引する場合には、より厳しい基準となっております。」

Q42 3種類のフロン類を一本のボンベに混合して回収しても良いですか。

A42 高圧ガス保安法の違反行為に当たります。また、フロン回収・破壊法では回収量をフロン類の種類毎に記録・報告することとされており、「これらの規定を遵守出来なくなります。」

Q43 十分な知見を有する者の基準はありますか。

A43 十分な知見を有する者とは、第一種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、「フロン類の回収作業に精通した者を意味しますが、特定の資格や業務経験年数を限定するものではありません。」

Q44 資格は必要ないのでしょうか。

A44 特定の資格は求めていません。しかしながら、誰が回収してもいいというものではなく、適切な回収を実施するには、講習会の受講者、有資格者、実務経験者等が業務にあたることになると考えます。冷媒回収推進・技術センター（RRC）が実施する認定講習は、冷媒回収に必要な技術、法令等の内容を網羅していると考えられます。

【第一種フロン類回収業者の引取義務について】

Q45 取り扱っていない製品からのフロン回収を依頼された場合、回収しなければなりませんか。

A45 回収しようとするフロン類として登録したもの（CFC、HCFC、HFCの別）は、回収業者は正当な理由がない場合、回収しなければなりません。ただし、製品によっては取扱いが難しく、技術的に回収が困難な場合や回収業者の取り扱う製品、事業範囲が限定的である場合には断ることができると考えられます。登録の申請書備考欄にあらかじめその旨記載しておくことが必要です。

Q46 廃棄等実施者から回収依頼を受けた回収業者が、人手が足りない等の理由で他の回収業者に依頼することは可能ですか。

A46 回収依頼を受けても、受入れ能力を超えていけば正当な理由として断ることが出来ます。回収を引き受けた後に、対応ができなくなつた場合は、契約を解除し、廃棄者に対して、別の回収業者と契約してもらつたようにすることが望ましいと考えます。

Q47 回収のために現場に行つたところ、家庭用機器のフロン回収も求められた場合、断つても良いのでしょうか。

A47 家電リサイクル法に基づき処理することが必要ですので、その旨依頼者に説明して下さい。

Q48 回収依頼書・委託確認書を受け回収に行つたものの、フロン類が抜けてお

り回収できなかった場合は、引取証明書や記録はどうすれば良いのでしょうか。

A48 「回収量0」として、帳簿への記録、引取証明書の発行を行つて下さい。建物解体工事などの場合、業務用冷凍空調機器は通常複数あり、全ての機器からフロン類が抜けてしまつていることは考え難く、「このような場合は不正が行われている可能性がありますので、都道府県に連絡してください。」

【第二種フロン類回収業者の引渡義務について】

Q49 整備の際に回収したフロン類を再びその機器に戻すことはよいのでしょうか。

A49 問題ありません。ただし、整備の際にフロン類を回収する行為は、登録を受けた回収業者が行つ必要があります。機器に再充てんした場合の記録の扱いについてはどうすればよいですか。

A50 第一種特定製品整備者は再充てんしなかつたフロン類について回収業者に引き渡す必要があります。回収業者は再充てんした量について回収量から差し引いて記録を行います。

Q51 機器に全量再充てんした場合、帳簿への記録は不要ですか。

A51 再充てんしたフロン類の量を差し引くと回収量は0となるので、「回収量0」として記録を行つて下さい。

Q52 回収したフロン類を運搬業者に引き渡しても問題ないですか。

A52 回収業者が回収したフロン類を引き渡せるのは、「フロン類破壊業者」「再

利用業者」「都道府県が認める者」の3者だけです。もちろんこれらの者への引渡しの際に運搬業者へ運搬を委託することはできます。ただし運搬先としては、あくまで「これらの3者を指定しなければなりません。」

なお、「都道府県知事が認める者」とは、第一種フロン類回収業者が引き渡したフロン類を再利用する者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡すものとして都道府県知事が認めた者で、フロン回収推進協議会等が設置する中間収集センターや、業務用冷凍空調機器の関係業界が設置する回収冷媒管理センター等が考えられます。

今回掲載させていただいた内容については、「フロン回収・破壊法 第一種特定製品のフロン回収に関する運用の手引き 第3版」（平成19年9月 経済産業省・環境省）掲載の質疑応答集より抜粋（一部編集）したものです。



# フロン回収普及啓発用パンフレット 及びチラシを作成しました。

普及啓発用、社内研修用など  
積極にご活用下さい。

本協議会では、「この度、フロン回収のための啓発用パンフレット、フロンを回収しよう！地域から地球環境、オゾン層」をリニューアルするとともに、啓発用チラシ「しっかり！きちんと！フロン回収 美しい地球を守るの」はあなただです。」を作成しました。

## 啓発用チラシ

「しっかり！きちんと！フロン回収  
美しい地球を守るのはあなたです」

昨年10月に改正された「フロン回収破壊法」の内容について、主に業務用冷凍空調機器所有者（ユーザー・ビルオーナー等）等のみならず説明するための資料として作成しました。（内容等作成にあたっては、近

畿冷凍空調工業会」に協力いただきました。）  
なお、裏面のお問い合わせ欄は、本協議会、近畿冷凍空調工業会のほか、1区画分空けてありますので、社名等入れていただくなど、「自由に」活用ください。

「こんなときにご利用下さい。」

- ・顧客等 般ユーザー・ビルオーナーへの普及啓発、説明用資料として
  - ・社内での啓発、研修資料等として
- 等々



## 啓発用パンフレット

「フロンを回収しよう！  
地域から守ろう！地球環境、オゾン層」

これまでのリーフレットに、昨年10月に改正された「フロン回収破壊法」の内容を盛り込むとともに、フロンとは何か、オゾン層

や地球温暖化への影響、フロン回収の必要性やその仕組みなど、フロン回収に関する内容を全般にわかりやすくまとめたパンフレットです。ページもページに増やし、形式も使いやすいパンフレットタイプにしました。

「こんなときにご利用下さい。」

- ・社内での啓発、研修資料等として
  - ・顧客等 般ユーザーへの普及啓発、説明用資料として
  - ・各種イベント等での普及啓発用資料として
- 等々

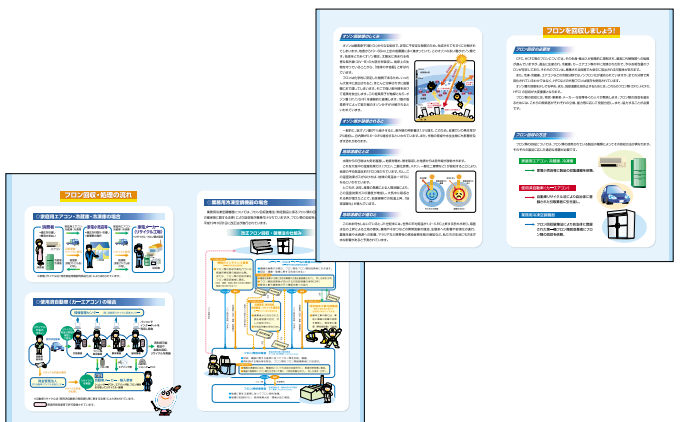


お知らせ

今回作成したパンフレットは、3月上旬に全ての会員のみなさんあてに送付させていただきます。

会員のみならずいろいろな場面でご利用いただけるよう在庫も多数用意させていただきます。必要な場合は、お気軽に事務局までご連絡ください。

フロン回収がより円滑に行われるため、これらパンフレット等を積極的にご利用頂いただき、今後とも普及啓発等に努めていただきますようよろしくお願いいたします。



# フロン回収破壊法に基づく 平成18年度の業務用冷凍空調機器からの フロン類の回収量等の集計結果について

環境省より平成18年度の第一種特定製品にかかるフロン類の回収量の集計結果について、平成19年11月20日に報道発表がありました。18年度に第一種特定製品から回収されたフロン類の量は約2,541トンで17年度と比較して約10.6%増となっています。

## はじめに

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(以下「フロン回収・破壊法」という。)(以下「第一種フロン類回収業者(業務用冷凍空調機器から冷媒フロン類を回収する者として都道府県知事の登録を受けている者)は毎年度前年度に回収したフロン類の量等を都道府県知事に報告することが義務付けられており、都道府県知事は、その報告事項を主務大臣(経済産業大臣及び環境大臣)に通知することとなります。(法第22条。またさらに、主務大臣は、この通知情報を整理し、当該機器に係るフロン類の回収及び破壊の状況等を公表することとなります。(法第46条)。

これに基づき、「平成18年度の第一種特定製品にかかるフロン類の回収量の集計結果」が、環境省より公表されました。

## 回収量等の集計結果

第一種フロン類回収業者によるフロン類の回収量等の平成18年度分の集計結果は表1のとおりで、約88万台の機器から約2,541トンのフロン類が回収されました。前年度と比較すると、台数は2.9%減ながら、回収量は10.6%増となっています。また、種類別の回収状況は表2のとおりで、ウエイトはHFCCが大半を占めますが、CFC、HCFCについても回収量は増加しています。

表1 第一種フロン類回収業者の回収量等の報告の18年度集計結果

	CFC	HCFC	HFC	合計	前年度合計	増減( - )	増減率( / )
回収した第一種特定製品の台数(台)	115,157	597,874	165,399	878,430	904,713	26,283	2.9%
回収した量(kg)	348,273	1,986,577	206,307	2,541,157	2,297,873	243,284	10.6%
年度当初の保管量(kg)	24,330	112,498	15,312	152,140	160,267	8,137	5.1%
破壊業者に引き渡された量(kg)	283,444	1,657,661	170,578	2,111,683	1,865,687	245,309	13.1%
再利用等された量(kg)	63,047	325,321	33,974	422,343	434,458	12,150	2.8%
年度末の保管量(kg)	26,070	116,111	17,065	159,246	157,890	1,965	1.2%

注:小数点未満を四捨五入したため、表中の数値の和及び差は必ずしも合計欄の値に一致しない。

表2 種類別回収台数及び回収量の対前年度比較

	CFC		HCFC		HFC	
	台数(台)	回収量(kg)	台数(台)	回収量(kg)	台数(台)	回収量(kg)
18年度1 (構成比率)	115,157	348,273 (13.7%)	597,874	1,986,577 (78.2%)	165,399	206,307 (8.1%)
17年度2 (構成比率)	138,928	291,546 (12.7%)	638,036	1,823,459 (79.4%)	127,749	182,868 (8.0%)
増減(1-2)	23,771	56,727	40,162	163,118	37,650	23,439
増減率(1/2)	82.9%	119.5%	93.7%	108.9%	129.5%	112.8%

注:小数点未満を四捨五入したため、表中の数値の和及び差は必ずしも合計欄の値に一致しない。

フロン類の回収量は、対象となるすべてのフロン類について前年度から増加しており、フロン回収・破壊法施行5年目を迎え、着実に成果を上げてきているようです。しかし、冷媒フロン類の総廃棄量に対する回収率36%程度と推定され、さらにフロン類回収の徹底のための取組が必要です。

平成19年10月より、フロン類の引渡し状況を書面で管理する行程管理制度の導入、整備時のフロン回収義務の明確化等を

柱とする改正フロン回収・破壊法が施行されたところであり、環境省及び経済産業省は、引き続き改正法の周知を図り、フロン類の回収が徹底されるよう努めていくこととしています。

### 都道府県別回収状況及び兵庫県での回収状況

フロン類の回収状況を都道府県別に見ると、3物質（CFC、HCFC、HFC）の合計では、回収台数は、愛知県が80,992台で第1位、東京都が71,221台で第2位、兵庫県が67,770台で第3位となっています。また、回収量では東京都が412,035kgで第1位、愛知県が273,035kgで第2位、大阪府が200,674kgで第3位となっており、兵庫県は99,898kgで第7位となっています。また、それぞれの物質毎に見ると、CFCについては、回収台数・回収量ともに愛知県が第1位となっており、回収量では第14位の北海道が、回収台数で第2位となっています。HCFCについては、回収台数・回収量ともに東京都が第1位、愛知県が第2位となっています。HFCについては、回収台数は静岡県が、回収量は愛知県がそれぞれ第1位となっており、また破壊業者への引渡量は愛知県が第1位で、再利用等された量は静岡県が2位以下を大きく引き離し第1位となっています。

兵庫県については、3物質合計、各物質別ともに回収台数が第3位、回収量が第7

位となっており、また破壊業者への引渡量はCFCが第6位、HCFCが第5位、HFCが第6位、3物質合計で第5位、再利用等された量ではCFCが第24位、HCFCが第10位、HFCが第3位、3物質合計で第11位となっています。また、破壊業者への引渡量和再利用等された量の比率については、兵庫県はHFCについては全国と同水準にあるものの、CFC及びHCFCについては、全国に比べ破壊業者への引渡量のウェイトが高くなっています。

### H18都道府県別回収量(上位10団体)

3物質合計 (単位:台・kg)

順位	回収製品台数	回収量	破壊業者引渡	再利用等された量
1	愛知県 80,992	東京都 412,035	東京都 386,650	千葉県 37,663
2	東京都 71,221	愛知県 273,035	愛知県 244,503	静岡県 35,772
3	兵庫県 67,770	大阪府 200,674	神奈川県 178,380	山口県 29,651
4	大阪府 62,339	神奈川県 195,070	大阪府 172,015	大阪府 29,548
5	埼玉県 52,609	千葉県 120,038	兵庫県 88,432	愛知県 27,821
6	神奈川県 50,336	静岡県 118,973	千葉県 82,769	広島県 23,971
7	福岡県 45,145	兵庫県 99,898	埼玉県 82,748	東京都 22,955
8	群馬県 42,738	埼玉県 92,835	静岡県 81,977	福岡県 18,845
9	茨城県 37,782	福岡県 76,644	茨城県 55,742	宮城県 16,525
10	静岡県 35,771	茨城県 63,924	福岡県 55,594	神奈川県 15,977
11	-	-	-	兵庫県 11,005
-	全国平均 18,690	全国平均 54,067	全国平均 44,929	全国平均 8,986

CFC (単位:台・kg)

順位	回収製品台数	回収量	破壊業者引渡	再利用等された量
1	愛知県 12,957	愛知県 84,136	愛知県 77,105	山口県 22,099
2	北海道 10,600	東京都 56,354	東京都 56,227	千葉県 12,851
3	兵庫県 9,862	大阪府 31,856	神奈川県 27,440	愛知県 7,029
4	埼玉県 8,765	神奈川県 27,627	大阪府 25,144	大阪府 5,582
5	大阪府 8,430	千葉県 25,541	千葉県 12,646	広島県 1,513
6	神奈川県 5,949	山口県 23,837	兵庫県 7,782	岡山県 1,474
7	東京都 5,243	兵庫県 7,956	静岡県 6,624	岩手県 918
8	福島県 5,188	静岡県 7,691	埼玉県 6,548	北海道 893
9	茨城県 4,953	福岡県 7,283	福岡県 5,533	栃木県 774
10	福岡県 4,683	埼玉県 6,972	三重県 4,151	愛媛県 737
24	-	-	-	兵庫県 236
-	全国平均 2,450	全国平均 7,410	全国平均 6,031	全国平均 1,341

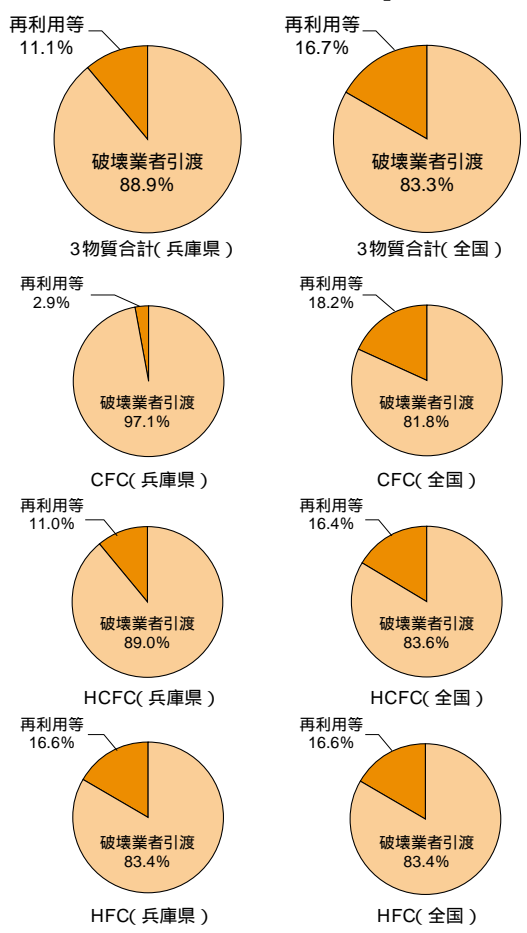
HCFC (単位:台・kg)

順位	回収製品台数	回収量	破壊業者引渡	再利用等された量
1	東京都 58,724	東京都 332,665	東京都 308,758	静岡県 26,057
2	愛知県 55,414	愛知県 164,111	愛知県 144,332	千葉県 24,408
3	兵庫県 43,757	神奈川県 152,886	神奈川県 138,424	東京都 21,729
4	大阪府 38,898	大阪府 149,411	大阪府 129,111	大阪府 21,675
5	埼玉県 36,019	静岡県 95,138	兵庫県 70,563	広島県 20,609
6	福岡県 32,026	千葉県 81,397	埼玉県 69,976	愛知県 19,094
7	群馬県 31,238	兵庫県 79,524	静岡県 68,320	福岡県 17,590
8	神奈川県 31,115	埼玉県 78,733	千葉県 57,395	宮城県 15,708
9	茨城県 24,585	福岡県 64,222	茨城県 47,556	神奈川県 13,769
10	宮城県 20,217	茨城県 55,421	福岡県 46,541	兵庫県 8,755
-	全国平均 12,721	全国平均 42,268	全国平均 35,269	全国平均 6,922

HFC (単位:台・kg)

順位	回収製品台数	回収量	破壊業者引渡	再利用等された量
1	静岡県 15,713	愛知県 24,788	愛知県 23,067	静岡県 9,159
2	大阪府 15,011	東京都 23,016	東京都 21,665	大阪府 2,291
3	兵庫県 14,151	大阪府 19,407	大阪府 17,760	兵庫県 2,014
4	神奈川県 13,272	静岡県 16,144	千葉県 12,728	広島県 1,849
5	愛知県 12,621	神奈川県 14,557	神奈川県 12,517	神奈川県 1,811
6	群馬県 9,865	千葉県 13,100	兵庫県 10,087	愛知県 1,698
7	千葉県 9,689	兵庫県 12,418	静岡県 7,033	和歌山県 1,186
8	福岡県 8,436	埼玉県 7,130	埼玉県 6,224	長野県 1,127
9	茨城県 8,244	岡山県 5,904	岡山県 5,102	東京都 1,118
10	埼玉県 7,825	福岡県 5,139	茨城県 4,171	埼玉県 829
-	全国平均 3,519	全国平均 4,390	全国平均 3,629	全国平均 723

[各物質における破壊と再利用の割合]



## 第一種・第二種フロン類回収業者の皆さまへ

「フロン・破壊法」に基づく平成19年4月1日～平成20年3月31日のフロン類回収量等について、「報告ください」。

### 第一種フロン類回収業者

(すべての方)

#### 「報告期限」

5月15日(木)締切

### 第二種フロン類回収業者

(自動車フロン券がついたフロンを平成19年3月31日時点で保管されていた方のみ)

#### 「報告期限」

6月30日(月)締切

#### その他

申請書類は兵庫県ホームページからも入手できます。(「電子県庁」「手続案内・様式提供(申請書等ダウンロードサービス)」「キーワード:『フロン』」)

#### 提出先

登録番号(28で始まる9桁の番号)の5桁目が管轄県民局の番号です。  
例: 2810100001  
5桁目が「1」であるため左図県民局名より阪神南県民局となります。

#### (問い合わせ先)

兵庫県健康生活部環境管理局大気課  
大気環境係  
Tel. 078(341)7711(内線3369)  
E-mail: Taikika@pref.hyogo.lg.jp

## attention

### 「注意」

平成19年10月1日に改正法が施行されたことに伴い、平成19年度の回収量等報告は原則として、平成19年9月30日までに引き取った量は法改正前の旧様式第3、平成19年10月1日以降に引き取った量は法改正後の新様式第3で報告していただくこととなります。

トライアングルの内容を充実させるため、会員の皆さん方からの情報をお待ちしています!

### 地域別受付県民局名(住所/電話番号)

神戸市		
0	神戸県民局 〒650-0004	環境課 TEL(078)361-8629 神戸市中央区中山手通6-1-1
尼崎市、西宮市、芦屋市		
1	阪神南県民局 〒660-8588	環境課 TEL(06)6481-7641 尼崎市東難波町5-21-8
伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町		
3	阪神北県民局 〒665-8567	環境課 TEL(0797)83-3101 宝塚市旭町2-4-15
明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町		
4	東播磨県民局 〒675-8566	環境課 TEL(0794)21-1101 加古川市加古川町寺家町天神木97-1
西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町		
5	北播磨県民局 〒673-1431	環境課 TEL(0795)42-5111 加東市社字西柿1075-2
姫路市、神河町、市川町、福崎町		
2	中播磨県民局 〒670-0947	環境課 TEL(0792)81-3001 姫路市北条1-98
相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町		
6	西播磨県民局 〒678-1205	環境課 TEL(0791)58-2100 赤穂郡上郡町光都2-25
豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町		
7	但馬県民局 〒668-0025	環境課 TEL(0796)23-1001 豊岡市幸町7-11
篠山市、丹波市		
8	丹波県民局 〒669-3309	環境課 TEL(0795)72-0500 丹波市柏原町柏原688
洲本市、南あわじ市、淡路市		
9	淡路県民局 〒656-0021	環境課 TEL(0799)22-3541 洲本市塩屋2-4-5

トライアングル (2008.3) 第42号

～ 県民・事業者・行政が一体となって～



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%

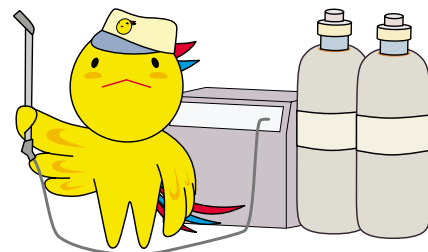
発行：兵庫県フロン回収・処理推進協議会

Hyogo Association for Recycling and Destruction Of CFC's (HARDOC)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 (兵庫県庁大気課内)

TEL. 078-362-3285 / FAX. 078-362-3966

URL. <http://www.hardoc.org>



環境に優しい  
「大豆油インキ」  
(本文使用)



古紙配合率70%再生紙を  
使用しています。